

国家工商行政管理総局、公安部：外国企業常駐代表機構登記管理のよりいっそうの強化に
関する通知
工商外企字[2010]4号

各省、自治区、直轄市工商行政管理局、公安厅（局）、各計画単列市工商行政管理局、市場監督管理局：

改革開放以来、外国企業常駐代表機構（以下「代表機構」という）は我が国の外商投資誘致と社会経済発展促進にプラスの役割を果たしている。しかしながら近年来、少数の代表機構について、無断で登記事項の変更、虚偽証明書類提出による登記詐取、規則違反である経営活動従事などの問題が一部地方で顕著であり、代表機構の管理秩序に著しく損害を与えている。法に則り代表機構の管理を強化し、市場経済秩序を適切に維持するため、ここに下記の通り関係業務を通知する。

一、公証認証制度を真剣に執行し、代表機構登記材料に対する審査を強化

各地工商登記部門は厳格に国外法律文書公証認証制度を執行し、代表機構登記申請材料に対する審査を強化しなければならない。代表機構の設立、名称変更時、所轄企業が連続して2年以上存在するという合法的開業証明、当該企業と業務やりとりのある金融機構が発行する資本信用証明を提出するとともに、当該国家または地区の公証機関ならびに中華人民共和国駐当該国家・地区大使館・領事館の公証と認証を取らなければならない。香港マカオ台湾地区の企業代表機構の設立または名称変更時は、提出する書類は現行の関連規定に従い行わなければならない。代表機構が登記証延期の申請時、所轄企業の所在国または地区の関係部門が発行する企業存続証明を提出しなければならない。

二、関係規定を真剣に実施し、登記証の有効期限を統一

各地工商登記部門は《外国企業常駐代表機構に関する登記管理弁法》の関係規定を厳格に執行し、設立・延期申請の代表機構には有効期限を一年とする登記証を交付しなければならない。交付済みの有効期限が一年を超える登記証は、代表機構が変更または延期登記時に書き換えしなければならない。

三、厳格に代表人数を抑制し、代表の登記管理を強化

代表機構の代表人数はそれが展開する業務活動に相応していなければならない。代表機構代表（首席代表を服む）人数は一般的に4人までとする。現在代表人数がすでに4人を超

えている代表機構は、原則として代表の抹消を認めるが、代表の新規追加は認めない。

四、監督検査に対する取り組みを強化し、法に則り代表機構の違法行為を取り締まる

各地工商部門は新規に設立された代表機構に対し《登記証》取得日より 3 か月以内にその駐在住所等登記事項について現場査察を行わなければならない。代表機構が虚偽文書を提出した場合には、法に則り速やかに処理する。代表機構が各種形式にて費用を取り経営活動に従事する場合は、無許可経営の関係規定に従い処罰を行う。登記証の期限切れ、駐在住所無断変更等違法行為があることをすでに把握されている代表機構には分類台帳をつくり、信用分類監督管理に編入する。

五、部門の協同協力を強化し、監督管理の合成力を形づくる

各地工商部門と公安機関はよりいっそう協同協力を強化し、部門の業務強調メカニズム作りをしなければならない。工商部門は代表機構登記事項情報ならびに違法違反状況について定期的に公安機関の出入境管理部門に報告する。代表機構が詐欺または違法経営犯罪の疑いがある場合、関係法律法規の規定に則り、工商部門は速やかに公安機関に移送し処理する。公安機関出入境管理部門は業務中に代表機構または代表に虚偽の住所登録、外地での執務の存在または年度検査備案登記をしないなどの状況を発見した場合には、速やかに工商部門に通報し法に則り処理しなければならない。

国家工商行政管理総局、公安部

二〇一〇年一月四日

(日綜(上海)投資コンサルティング有限公司 / 佐々木 清美)